

石川県公報

平成23年9月13日
第12424号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

| | | | | | |
|-----------------|---------|---|----------|---------|---|
| 保安林の指定 | (森林管理課) | 1 | 県道の区域の変更 | (道路整備課) | 3 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定 | (同) | 1 | 県道の供用の開始 | (同) | 3 |

告 示

石川県告示第385号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
鳳珠郡穴水町字鹿島壱19の1、21、23の1、24、四1の1、1の2、2、3の1、3の3、6、8、五1、2、4、7、10、11の乙、13の1、15の1、16、19、21、23、六11、12、ヨ1から6まで、根木貳23
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第386号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年12月18日石川県告示第649号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋市一ノ宮町寺家町滝町入会地赤山 1 の114、 1 の150、 1 の156、 1 の158、 1 の169から 1 の172まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋市柴垣町壱四106の 3 から106の 6 まで
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋市滝町ワ373の 4
 - 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
羽咋市粟生町ア24の 1、 24の 2、 25の 1、 25の 2、 26の 1 から26の 4 まで、 27の 1 から27の 3 まで、 サ 1 から 7 まで、 19から21まで、 22の 1、 23から27まで、 29、 30、 ヒ21の 1、 21の 2、 22の 2、 22の 3、 新保町ア 1、 4、 10、 13、 16、 上46の 8、 46の12、 下 6 の 1、 10の 1、 18の 2、 24の 2、 27の12、 千里浜町ヨ162の 1、 タ 4 の30、 4 の 32、 5 の 1、 西釜屋町才65の 7、 73の 1、 74の 1、 羽咋町才70の 1、 75の 5、 羽咋町ミ 3、 4、 7、 下 1 の 1、 1 の 5 から 1 の 8 まで
 - 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

羽咋市粟生町工24の1、24の2、25の1、25の2、26の1から26の4まで、27の1から27の3まで、サ1から7まで、19から21まで、22の1、23から27まで、29、30、ヒ21の1、21の2、22の2、22の3、島出町上1の1、1の7、1の46、2の1、2の5、2の23、新保町ア1、4、10、13、16、上46の8、46の12、下6の1、10の1、18の2、24の2、27の12、寺家町カ36、ヨ18、29、109、千里浜町ヨ162の1、162の3、タ4の30、4の32、5の1、西釜屋町オ65の7、73の1、74の1、羽咋町オ70の1、75の5、羽咋町ミ3、4、7、下1の1、1の5から1の8まで

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年9月13日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道路の区域 | | | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|-------------------|-----|-------------------|-----------------|
| | 変更の区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 七尾輪島線 | 輪島市三井町長沢壱字13番地先から | 旧 | 8.10~37.00 619.4 | 奥能登土木総合事務所維持管理課 |
| | 輪島市大和町176番1地先まで | 新 | 13.10~37.00 619.4 | |

石川県告示第388号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年9月13日から同月29日まで縦覧に供する。

平成23年9月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|--------------------------------------|------------------|-------------------------|
| 七尾輪島線 | 輪島市三井町長沢壱字13番地先から 輪島市大和町176番1地先まで | 平成 23 年 9 月 13 日 | 奥能登土木 総合事務所 維持管理課 |